

# 児童手当制度での「第3子以降」のカウント方法と手当額

【例】 子どもが 3人いる世帯		大学生年代 19歳 	中学生年代 15歳 	小学生年代 12歳 	手当額合計
監護なし	児童手当 算定登録	カウントされない (非該当)	第1子	第2子	20,000円
	支給月額	支給対象外	支給対象 10,000円	支給対象 10,000円	
監護相当  <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">要申請</span>	児童手当 算定登録	第1子 (算定児童)	第2子	第3子	40,000円
	支給月額	支給対象外	支給対象 10,000円	支給対象 30,000円	